

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部局名：農林部

事業種名：9 治山・森林管理道事業

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

治山事業の実施に当たっては、説明会を実施し森林整備や維持管理について関係者の理解を得られるよう努めた。工事材料の選定に当たっては県産木材や再生砕石を利用するなど資源の循環利用に努めた。また、工事の実施に当たっては周辺樹木を可能な限り回避したり、沈砂池を設けたりすることで周辺環境への影響を軽減するよう努めた。

森林管理道の整備に当たっては、環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めた。また、工事材料の選定では落石防護柵の基礎礫に再生資源を利用するなど資源の循環利用に努めた。

2 主な成果

（特に成果を上げることでできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

（治山事業）

- ・環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・県産木材や再生砕石など、環境負荷の少ない資材を使用した。
- ・沈砂池を設置し、濁水の発生を抑止し下流への土砂流出を予防した。

（森林管理道整備事業）

- ・環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・落石防護柵の基礎礫には、再生資源を利用した。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

治山事業では、木材の活用や適切な工法選択などにより、自然景観に配慮した施工に努める。また、治山構造物の設置箇所や工種の見直しなどにより、地形へ

の改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

森林管理道整備事業では、木材や再生資材の積極的な活用などにより、環境への負荷の軽減に努める。道路幅員の縮減や線形の選択などにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

4 課題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

公共工事の実施に際しては、環境への配慮と同時にコストの縮減、品質の確保についても求められている。このため、事業の計画・設計段階から施工段階を通して、自然環境への配慮とともに、コスト縮減及び工事の品質確保が図ることのできる工種・工法の選択などについて、検討をする必要がある。

5 事業一覧

(様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表-2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和4年度

部局名：農林部森づくり課

事業種名：治山・森林管理道事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	復旧治山事業（下木影）	施工段階	14	13	92.9	5
2	森林管理道改良事業（芽ノ坂峠線）	施工段階	13	12	92.3	5
3	予防治山事業（栗尾沢）	設計段階	14	13	92.9	5
4	予防治山事業（穴沢）	計画段階	9	7	77.8	3
5	復旧治山事業（炭谷入）	計画段階	6	5	83.3	4
6	森林管理道舗装事業（御岳山線）	施工段階	12	10	83.3	4
7	森林管理道改良事業（御岳山2号線）	計画段階	6	5	83.3	4
8	森林管理道改良事業（御岳山2号線）	設計段階	17	15	88.2	4
9	森林管理道改良事業（広河原逆川線）	施工段階	11	8	72.7	3
10	復旧治山事業（今神）	施工段階	14	13	92.9	5
11	森林管理道改良事業（勝呂入山線）	計画段階	1	1	100	5
12	復旧治山事業（上ミ）	設計段階	21	16	76.2	3
13	予防治山事業（水上山）	施工段階	8	7	87.5	4
14	森林管理道改良事業（清流線）	施工段階	7	6	85.7	4
15	復旧治山事業（生川）	施工段階	14	13	92.9	5
16	森林管理道開設事業（西名栗線）	施工段階	13	10	76.9	3
17	予防治山事業（穴沢）	設計段階	19	14	73.7	3
18	森林管理道改良事業（大山沢線）	施工段階	10	10	100	5
19	復旧治山事業（大嶺）	計画段階	3	3	100	5
20	復旧治山事業（大嶺）	設計段階	8	7	87.5	4
21	森林管理道改良事業（長久保線）	設計段階	10	8	80.0	4
22	復旧治山事業（鳥居沢）	施工段階	11	10	90.9	5
23	予防治山事業（能林）	計画段階	5	4	80.0	4
24	森林管理道開設事業（半納城峰線）	施工段階	19	16	84.2	4
25	森林管理道舗装事業（明ヶ平沢戸線）	施工段階	10	7	70.0	3
26	森林管理道改良事業（矢納櫓尾線）	設計段階	21	15	71.4	3
	合計		296	248		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（下木影）
事業の規模	山腹工 1.11ha	実施場所	秩父市浦山地内
計画期間	平成24～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹工を施工し、山腹崩壊の拡大防止及び崩壊面の保護を図る。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 浦山ダム上流部に位置する箇所であるため、透水性に優れるかご枠等を施工し、環境に配慮しつつ景観になじむ構造とし、下流ダムへの土砂流出を防止した。
- 筋工は丸太によるものとし、県産材を使用した。
- 工事使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（下木影）				
配慮時期	施工段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓	
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	—		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—		
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
14	13

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

92.9%
総合評価
5

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名

課・所・室名

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道改良工事（茅ノ坂峠線）
事業の規模	幅員4.0m、延長99m	実施場所	秩父郡小鹿野町藤倉地内
計画期間	令和3年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 本線は小鹿野町藤倉と小鹿野町河原沢を結ぶ林道（森林管理道）である。 本工事は令和元年発生台風19号災害で被災した路体について、大型ブロック積み工等を実施して復旧するもの。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事に使用する機械は、仕様書で排対型を指定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（茅ノ坂峠線）				
配慮時期	施工段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	—		
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓	
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓	
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	

合計	
(a)	(b)
13	12

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

92.3%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（栗尾沢）
事業の規模	山腹工 9.6ha	実施場所	秩父市大滝地内
計画期間	令和4～令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹工を施工し、山腹崩壊の拡大防止及び崩壊面の保護を図る。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（栗尾沢）				
配慮時期	設計段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓	
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	—		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—		
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
14	13

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

92.9%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業（穴沢）
事業の規模	谷止工2基	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	令和4年度から令和5年度	段階	計画段階
事業の概要： 山地災害危険地区に指定されている野穴沢に谷止工2基を施工する。予防治山事業により谷止工を施工し、保全対象である人家（3戸）、森林管理道0.5km、県道0.15kmへの土砂流失を防ぐ。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名		予防治山事業（穴沢）			
配慮時期		計画段階			
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。		○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。			
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		○	✓
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。			
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
9	7

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
77.8%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（炭谷入）
事業の規模	流木補足工事 1基 谷止工4基 土留工14基	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	令和2年度から令和5年度	段階	計画段階

事業の概要：

令和元年台風19号により被災した流域の荒廃地を整備する計画。荒廃状況としては、山腹崩壊、溪岸浸食、倒木堆積が挙げられる。復旧治山事業により、流木補足工1基、谷止工4基、土留工14基を施工し、保全対象である人家（20戸）、森林管理道2kmへの土砂流失を防ぐ。

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・既設の作業路を資材搬入路として活用し、搬入路の敷設にかかわる支障木の伐採及び掘削土を最小限にする。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（炭谷入）				
配慮時期	計画段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○		
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。			
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。			
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。			
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

83.3%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価

4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名

課・所・室名

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道舗装事業（御岳山線）
事業の規模	幅員4.0m L=220m	実施場所	秩父市大滝地内
計画期間	令和4年度～令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 本工事は国道140号線と県道皆野・両神・荒川線を結ぶ森林管理道御岳山線の舗装事業である。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工事に使用する機械は、仕様書で排対型を指定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道舗装事業（御岳山線）				
配慮時期	施工段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	-		
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○		
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	-	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	-	
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3				
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり				
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
12	10

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
83.3%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（御岳山2号線）
事業の規模	幅員4.0m、延長36m	実施場所	秩父郡小鹿野町両神小森地内
計画期間	令和4年度～令和5年度	段階	計画段階
事業の概要： 本線は県道367号から南方へ延びる林道（森林管理道）である。 本工事は法面崩落箇所における簡易法枠工、モルタル吹付工を実施するもの。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事に使用する機械は、仕様書で排対型を指定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（御岳山2号線）				
配慮時期	計画段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓	
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。			
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。			
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。			
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
6	5

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

83.3%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価

4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（御岳山2号線）
事業の規模	幅員4.0m、延長36m	実施場所	秩父郡小鹿野町両神小森地内
計画期間	令和4年度～令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 本線は県道367号から南方へ延びる林道（森林管理道）である。 本工事は法面崩落箇所における簡易法枠工、モルタル吹付工を実施するもの。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事に使用する機械は、仕様書で排対型を指定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（御岳山2号線）				
配慮時期	設計段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	-		
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓	
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓	
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	-	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
17	15

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

88.2%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価

4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（広河原逆川線）
事業の規模	1号箇所（擁壁工2基、ブロック積工113.0m ² ） 2号箇所（擁壁工1基）	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	令和2年度～令和5年度	段階	施工段階
事業の概要： 本工事は森林管理道広河原逆川線（飯能市大字下名栗地内）の起点から6.2km地点（1号箇所）及び8.1km地点（2号箇所）における改良工事である 1号箇所は降雨により盛土法面が崩壊したため、路側擁壁を設置した。2号箇所は路肩が崩落したため、路側擁壁を設置して復旧を図った。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項
今後は木材利用の推進に資する工種工法を検討する。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入す

る。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（広河原逆川線）				
配慮時期	施工段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	-		
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	-		
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓	
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	-	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	-	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
11	8

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

72.7%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価

3

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（今神）
事業の規模	溪間工 0.1ha、山腹工 0.4ha	実施場所	小鹿野町両神薄地内
計画期間	令和2～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹上部に法枠工を施工し、山腹崩壊の拡大防止及び崩壊面の保護を図る。山腹下部には緑化工を実施し、植生の回復を図る。 山腹下方の溪流に谷止工を設置し、堆積土砂の流出を防止する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・谷止工の施工にあたり、県産木材の積極的利用や再生砕石を採用し、資源の循環利用に努めた。
- ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（今神）				
配慮時期	施工段階				
各種計画との整合等				該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓	
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	—		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—		
基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
14	13

【実施率の算出方法】

実施率

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

92.9%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価

5

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	治山・森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（勝呂入山線）
事業の規模	2 橋	実施場所	比企郡小川町大字勝呂地内
計画期間	R4～R7	段階	設計段階
事業の概要： 本路線は木材の搬出経路として恒常的に利用されている森林管理道である。しかし開設から長期間が経過したことによる橋梁の老朽化が進んでおり、本事業では橋梁の補修及び耐震補強の設計を行ったもの。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・資材の選定に当たってはライフサイクルコストを考慮し、耐久性の高いもの、環境負荷の少ないものを使用する計画とした。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（勝呂入山線）
-----	------------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	-	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	-	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
-------------------------------	--	--	----	----

個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
---------------------	--	--	----	----

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	-	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
1	1

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
100.0%
総合評価
5

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（上ミ）
事業の規模	地すべり調査一式、溪間測量100m	実施場所	比企郡ときがわ町大字大野地内
計画期間	R4	段階	設計段階
事業の概要： 崩落した土砂が山腹に堆積しており、今後降雨等により崩壊が拡大し土砂流出する危険性が高いことから、森林機能を回復し山地災害防止を図るべく設計を行った。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（上ミ）
-----	------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	

合計	
(a)	(b)
21	16

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
76.2%
総合評価
3

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（水上山）
事業の規模	ロープ伏工 1,337㎡	実施場所	児玉郡神川町大字渡瀬地内
計画期間	令和2年度～令和4年度	段階	施行段階
事業の概要： 当該箇所は岩盤の風化が進んでいることから斜面に不安定な石礫が点在している状況であり、落石予防のためのロープ伏工を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・原則として、環境対策型の建設機械を使用する設計とした。
- ・樹木を可能な限り伐採しない工法を選択し、周辺の景観に調和するよう努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（水上山）
-----	-------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	—	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	—	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	—	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	—	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
8	7

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
87.5%
総合評価
4

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名

課・所・室名

事業の種類	治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道事業（清流線改良）
事業の規模	モルタル吹付工242m ²	実施場所	日高市大字新堀地内
計画期間	令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 工事施工箇所は日高市大字新堀地内の森林管理道清流線の法面に位置する。 令和元年度台風19号の影響により、法面崩壊が発生し、復旧するため、モルタル吹付工を施工した。 工事箇所の下部には、森林管理道清流線が31mある。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

幅員が狭く、一般の方の通行も想定されるため、工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努めた。

建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入す

る。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道事業（清流線改良）				
配慮時期	施工段階				
各種計画との整合等					
			該当	実施	
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	-		
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	-		
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	-		
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。	○		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出		該当	実施	
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	-	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	-	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全		該当	実施	
個別事項	1	表土の保全に努める。	-	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全		該当	実施	
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	-	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	-	

合計	
(a)	(b)
7	6

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
85.7%

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（生川）
事業の規模	溪間工 1.1ha	実施場所	横瀬町大字横瀬地内
計画期間	令和3～令和8年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨等により荒廃した溪流に谷止工を設置し、堆積土砂の流出を防止するとともに、溪床勾配を緩和して安定した勾配に導き、縦浸食及び横浸食の防止を図る。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・谷止工の施工にあたり、県産木材の積極的利用や再生砕石を採用し、資源の循環利用に努めた。
- ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（生川）
-----	------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	—	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
14	13

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
92.9%
総合評価
5

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道 西名栗線開設
事業の規模	第2種1級林道 1車線 367m	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	令和2年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 飯能市と横瀬町の境付近に起点があり、名栗地域を縦断する森林管理道西名栗線の開設を実施した。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

補強土壁工を多く用いることで、可能な限り発生土を抑えた。
法面に種子散布を行い、緑化を推進した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道開設事業（西名栗線）
-----	-----------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	—	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
13	10

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
76.9%
総合評価
3

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業（穴沢）
事業の規模	谷止工2基	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	令和4年度から令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 山地災害危険地区に指定されている野穴沢に谷止工2基を施工する。予防治山事業により谷止工を施工し、保全対象である人家（3戸）、森林管理道0.5km、県道0.15kmへの土砂流失を防ぐ。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（穴沢）				
配慮時期	設計段階				
各種計画との整合等					
			該当	実施	
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○		
基本方向 1					
温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり					
基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進				該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進				該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○		

基本方向 2					
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり					
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出				該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○		
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全				該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。			
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全				該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓	
	2	地下水汚染防止対策に努める。			
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全				該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓	
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓	
基本方向 3					
あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり					
基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり				該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○		

合計	
(a)	(b)
19	14

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
73.7%

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
3

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名

課・所・室名

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道改良工事（大山沢線）
事業の規模	幅員4.0m、延長65m	実施場所	秩父市中津川地内
計画期間	令和4年度～令和6年度	段階	施工段階
事業の概要： 本線は秩父市道大滝幹線17号線から南方へ延びる林道（森林管理道）である。 本工事は大山沢隧道におけるうき等撤去工、吹付工、ロックボルト工を実施するもの。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・工事に使用する機械は、仕様書で排対型を指定した。	
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項	

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良工事（大山沢線）
-----	-----------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	—	
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
---------------------	--	--	----	----

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	—	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	

合計	
(a)	(b)
10	10

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
100.0%
総合評価
5

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（大嶺）
事業の規模	谷止工1基、土留工5基	実施場所	比企郡ときがわ町大字大野地内
計画期間	令和3年度～8年度	段階	計画段階
事業の概要： 豪雨等により山腹斜面が崩壊し、その崩落土が溪流に堆積した不安定な状態にあり、下流域への流出が懸念される。斜面の拡大崩壊の防止及び溪岸の侵食・不安定土砂の流出防止等を図るため、谷止工、土留工及び山腹緑化工を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・資材の選定に当たっては、耐久性が高いもの、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないものを使用する計画とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（大嶺）
-----	------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
3	3

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
100.0%
総合評価
5

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（大嶺）
事業の規模	谷止工1基、土留工5基	実施場所	比企郡ときがわ町大字大野地内
計画期間	令和3年度～8年度	段階	設計段階
事業の概要： 豪雨等により山腹斜面が崩壊し、その崩落土が溪流に堆積した不安定な状態にあり、下流域への流出が懸念される。斜面の拡大崩壊の防止及び溪岸の侵食・不安定土砂の流出防止等を図るため、谷止工、土留工及び山腹緑化工を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境配慮型の機械を使用する。
- ・木製構造物として丸太筋工を採用するとともに、植生マット等により早期の緑化を目指した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（大嶺）
-----	------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	—	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	—	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	—	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
8	7

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
87.5%
総合評価
4

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道改良事業（長久保線）
事業の規模	幅員4.0m L=60m	実施場所	秩父郡小鹿野町日尾地内
計画期間	令和4年度～令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 森林管理道長久保線は、県道282号線と森林管理道西秩父線を結ぶ路線である。令和元年台風19号の影響により擁壁が破損し、路体が沈下した箇所を改良するもの。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

現況からの変更がなるべく生じないように配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	4 長久保線森林管理道測量設計業務委託
-----	---------------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	—	
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進		該当	実施	
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	—	
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出		該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	—	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	—	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	—	
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	—	

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
10	8

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
80.0%
総合評価
4

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（鳥居沢）
事業の規模	法枠工1024.6m ²	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	令和2年度（補正）～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 工事施工箇所は飯能市大字上名栗地内の鳥居観音敷地内の法面に位置する。 令和元年度台風19号の影響により、大規模な斜面崩壊が発生し、崩壊した斜面を復旧するため、法枠工を施工した。 工事箇所の下部には、人家11戸、市道100m及び1級河川入間川がある。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

工法の選定にあたり、主要な被災箇所は法枠及びモルタル吹付にて法面の安定を図ったが、緑化可能な箇所については、間伐材による筋工や、植栽工、植生マットにて緑化を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（鳥居沢）
-----	-------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	-	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進		該当	実施	
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	-	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	-	
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	-	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	-	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	-	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	-	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	-	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	-	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	-	

合計	
(a)	(b)
11	10

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
90.9%

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
5

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（能林）
事業の規模	山腹工 2.8ha	実施場所	皆野町大字三沢地内
計画期間	令和5年度	段階	計画段階
事業の概要： 山腹からの落石が発生した箇所において、落石対策を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（能林）
事業の規模	山腹工 2.8ha	実施場所	皆野町大字三沢地内
計画期間	令和5年度	段階	設計段階
事業の概要： 山腹からの落石が発生した箇所において、落石対策を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（能林）
-----	------------

配慮時期	計画段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	✓

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	2	県産木材の積極的活用を図る。		
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。		
	2	地下水汚染防止対策に努める。		
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。		
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。		
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。		

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。		

合計	
(a)	(b)
5	4

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
80.0%
総合評価
4

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道開設事業（半納城峰線）
事業の規模	幅員3.6m L=60m	実施場所	秩父市吉田石間地内
計画期間	継続事業	段階	施工段階
事業の概要： 本事業は、森林管理道太田部峠 1 号線（秩父市吉田石間地内）と森林管理道城峰 1 号線（秩父郡皆野町大字上日野沢地内）を結ぶ森林管理道半納城峰線を開設する事業である。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事に使用する機械は、仕様書で排対型を指定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	3 半納城峰線森林管理道開設工事
-----	------------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進		該当	実施	
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えると同時に、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出		該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	✓
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	✓
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	—	
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
19	16

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
84.2%
総合評価
4

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道	事業名	森林管理道舗装事業（明ヶ平沢戸線）
事業の規模	幅員3.6m L=264m	実施場所	秩父市上吉田地内
計画期間	令和4年度～令和5年度	段階	施工段階
事業の概要：平成10年度に開設した森林管理道の舗装工事である。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

発生した掘削土については起点側に搬出し、5年度に予定している改良工事の不足土充当分（盛土）に利用する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

L型側溝への土砂流入を防ぐため、次年度以降は木柵工により県産木材を利用する。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道舗装事業（明ヶ平沢戸線）
-----	-------------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	—	

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	—	
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	—	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	—	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	—	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	—	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	—	
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	—	
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	—	
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	—	

合計	
(a)	(b)
10	7

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
70.0%
総合評価
3

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 _____ 農林部 _____ 課・所・室名 _____ 寄居林業事務所 _____

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（矢納櫛尾線）
事業の規模	測量・設計業務140m	実施場所	児玉郡神川町大字矢納地内
計画期間	H30～R2	段階	設計段階
事業の概要： 本路線は木材の搬出経路として恒常的に利用されている森林管理道である。しかし開設から長期間が経過したことによる法面の風化が進んでおり、本事業では法面の風化を防ぐための設計を行ったもの。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	森林管理道改良事業（矢納櫓尾線）
-----	------------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等			該当	実施
個別事項	1	自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	✓
	2	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進			該当	実施
個別事項	1	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	2	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	✓

基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。	○	✓
	5	道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓

基本方向 2

安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施

個別事項	1	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	
	2	県産木材の積極的活用を図る。	○	
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	表土の保全に努める。	○	✓
	2	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	3	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり			該当	実施
個別事項	1	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	✓

合計	
(a)	(b)
21	15

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

実施率
71.4%
総合評価
3